第明治二十五種郵便物認可

○国土交通省告示第千五百二十六号

特殊貨物船舶運送規則（昭和三十九年運輸省令第六十二号）第十五条の二の三第一項第一号、第十五条の三の二及び第十五条の三の三第一項の規定に基づき、液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示を次のように定める。

平成二十二年十二月二十二日　　国土交通大臣　馬淵　澄夫

液状化物質及び船舶による液状化物質の積載の方法を定める告示

（用語）

第一条　この告示において使用する用語は、危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）及び特殊貨物船舶運送規則（以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

（液状化物質及び液状化物質の積載の方法）

第二条　規則第十五条の二の三第一項第一号の告示で定めるものは、別表の品名の欄に掲げる物質とする。

2　別表の品名の欄に掲げる物質に応じて、規則第十五条の三の二第一号の告示で定める積載の方法は、同表の積載の方法の欄に掲げる積載の方法とする。

3　規則第十五条の二の三第一項第一号に掲げる物質のうち、規則第十五条の三の三第一項の証明書を要する物質として告示で定めるものは、化学石膏（液状化するおそれのあるもの）とする。

4　別表の品名の欄に掲げる物質（化学石膏（液状化するおそれのあるもの）を除く。）に応じて、規則第十五条の三の二第三号の告示で定める積載の方法は同表の積載の方法の欄に掲げる積載の方法とする。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十三年一月一日から施行する。

（特殊貨物船舶運送規則第十六条に規定する国土交通大臣が定める物質を定める件の廃止）

2　特殊貨物船舶運送規則第十六条に規定する国土交通大臣が定める物質を定める件（平成五年運輸省告示第七百五十八号）は廃止する。

別表（第２条関係）

品名		積載の方法
日本語名	英語名	
石炭	COAL	一　積載場所の仕切りは、耐火耐水性を有すること。 二　火薬類（等級1.4）、高圧ガス、引火性液体類、可燃性物質類及び酸化性物質類に分類される個品危険物並びに可燃性物質類及び酸化性物質に分類される固体ばら積み物質と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 三　酸化性物質（個品危険物及び固体ばら積み物質）を積載場所の上下の船倉又は区画に積載しないこと。 四　高温の場所に隣接して積載しないこと。 五　火薬類（等級1.4のものを除く。）と船首尾方向に一船倉又は一区画以上離して積載すること。 六　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 七　航海中に貨物の水分値が運送許容水分値を超えた場合に当該貨物が液状化するおそれがあり、かつ、規則第二十七条第一項の要件を満たす船舶以外の船舶で運送する場合は、以下の要件を満たすこと。 イ　航海中は貨物の水分値を運送許容水分値より低く保つこと。 ロ　雨中において荷役作業をしないこと。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。 (1)　貨物の水分値が運送許容水分値よりも十分に低く、雨中において荷役作業を実施しても、雨によって水分値が運送許容水分値を超えるおそれがない場合 (2)　積載場所のすべての貨物を陸揚げする場合 ハ　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 八　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 九　ビルジウェルは清浄かつ乾操した状態とし、貨物が入ることを防止するため覆われていること。 十　船積み前に、船長は荷送人から、貨物の性状（硫黄分、粒径、メタンの発生の有無及び自然発熱の有無）及び積載の方法並びに運送方法を示す書面の提出を受けること。 十一　船積み前に次に掲げる事項を行うこと。 イ　取り外しできるサイドスパーリング等を含め、廃棄物及び前荷の残渣を取り除くこと。 ロ　積載場所及び当該場所に隣接する閉鎖された区画の電線及び電気部品は、損傷がないものであり、かつ、防爆型のものとするか、又は完全に絶縁された状態とすること。ただし、積載場所とガス密の隔壁で仕切られ、当該場所に直接通じていない機関室については、この限りでない。 十二　次に掲げる事項を積載場所に入ることなく計測するための機器を船舶に備えること。 イ　積載場所の空気中のメタン濃度 ロ　積載場所の空気中の酸素濃度 ハ　積載場所の空気中の一酸化炭素濃度 ニ　積載場所のビルジのＰＨ値 十三　前号の機器は定期的に点検・校正され、乗組員は当該機器を使用できるよう訓練されていること。 十四　積載場所及び当該場所に隣接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止し、その旨を目立つ場所に表示すること。 十五　積載場所及び当該場所に近接する区画における火気使用工事その他の着火源を発生する作業を禁止すること。ただし、通風され、かつ、空気中のメタン濃度の計測によりこれらの作業を安全に行えることを確認している場合には、この限りでない。 十六　貨物の表面にガスポケットを形成させないこと。 十七　貨物の表面が十分に平坦となるよう荷繰りを行うこと。 十八　積載場所に通じるケーシングは十分にシールすること。